

議案第104号

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年6月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴い、マンションの管理に関する計画の認定等の事務に係る手数料の額を定める等の必要があるによる。

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡市建築関係手数料条例（平成12年福岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(1) マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）関係の手数料 別表第11

第2条第2項中「別表第11」を「別表第12」に改める。

別表第1 17の2の項事務の欄中「第52条第1項第6号」を「第52条第1項第8号」に改め、同表35の項事務の欄中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表35の2の項事務の欄中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表42の2の項事務の欄中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表42の3の項事務の欄中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

別表第5 1の項事務の欄中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は同条第6項及び第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画」を加え、同項金額の欄(1)中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同表2の項事務の欄並びに同表4の項事務の欄及び名称の欄中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加える。

別表第11を別表第12とし、別表第10の次に次の1表を加える。

別表第11

事 務	名 称	金 額
<p>1 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下この表において「法」という。）第5条の3第1項の規定に基づく管理計画の認定（認定の更新を含む。）の申請に対する審査</p>	<p>管理計画に関する認定申請手数料</p>	<p>(1) 長期修繕計画（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画をいう。以下この表において同じ。）の数が1の管理計画の場合 23,500円（法第5条の4各号に掲げる基準に適合することについて、あらかじめ法第91条に規定するマンション管理適正化推進センターによる事前確認を受けた管理計画（以下この表において「事前確認済計画」という。）については、3,500円）</p> <p>(2) 長期修繕計画の数が2以上の管理計画の場合 23,500円と1を超える長期修繕計画の数に11,500円を乗じて得た額との合計額（事前確認済計画については、3,500円と1を超える長期修繕計画の数に1,500円を乗じて得た額との合計額）</p>
<p>2 法第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>管理計画に関する変更認定申請手数料</p>	<p>(1) 変更認定申請に係る管理組合（法第2条第3号に規定する管理組合をいい、管理計画の変更を求めるものに限る。以下この表において同じ。）の数が1の管理計画の場合 次に掲げる変更の認定に係る事項の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額 ア 管理組合の運営に関する事項 4,300円 イ 管理規約に関する事項 3,600円</p>

		<p>ウ 管理組合の経理に関する事項 4,200円</p> <p>エ 長期修繕計画に関する事項 8,700円</p> <p>オ その他の事項 2,700円</p> <p>(2) 変更認定申請に係る管理組合の数が2以上の管理計画の場合</p> <p>次に掲げる変更の認定に係る事項の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額</p> <p>ア 管理組合の運営に関する事項 4,300円と1を超える管理組合（当該事項について変更を求めるものに限る。）の数に2,000円を乗じて得た額との合計額</p> <p>イ 管理規約に関する事項 3,600円と1を超える管理組合（当該事項について変更を求めるものに限る。）の数に2,000円を乗じて得た額との合計額</p> <p>ウ 管理組合の経理に関する事項 4,200円と1を超える管理組合（当該事項について変更を求めるものに限る。）の数に2,200円を乗じて得た額との合計額</p> <p>エ 長期修繕計画に関する事項 8,700円と1を超える管理組合（当該事項について変更を求めるものに限る。）の数に3,900円を乗じて得た額との合計額</p> <p>オ その他の事項 2,700円と1を超える管理組合（当該事項について変更を求めるものに限る。）の数に1,400円を乗じて得た額との合計額</p>
--	--	---

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

議案第104号

- (1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日
- (2) 第2条第1項に1号を加える改正規定、同条第2項の改正規定及び別表第11を別表第12とし、別表第10の次に1表を加える改正規定 令和4年7月1日
- (3) 別表第5の改正規定 令和4年10月1日